あのつ台地区地区計画について

名　　称　あのつ台地区地区計画

位　　置　津市あのつ台一丁目、あのつ台二丁目、あのつ台四丁目、
あのつ台五丁目、大里小野田町、大里睦合町及び河芸町南黒田地内

面　　積　約１２１．５ｈａ

地区計画の目標　当地区は、伊勢鉄道河芸駅の西約 2.0 ㎞に位置し、当地区を含む中勢北部サイエンスシティは、「働き、住み、憩う」をコンセプトとして整備した総合的な産業団地であり、そのコンセプトに基づき土地利用の整序をすべく、産業系、住宅、公園の３つのゾーンに区域分けを行ったなかで、当地区は産業系ゾーンとして位置づけ、良好な産業団地を形成する地区である。

そこで、地区計画の策定により、今後も土地利用の混在を防止し、将来にわたる良好な産業団地の環境を形成することを目標とする。

土地利用の方針　産業系の立地を目的とする当地区について、目的外となる施設の立地を制限し、今後も継続して産業団地としての土地利用を図る。

建築物等の整備方針　建築物の用途の制限を定め、良好な産業団地の環境の形成を図る。

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限（建築してはならない建築物）

次の各号の建築物は、建築してはならない。

1）住宅

2）建築基準法別表第二（い）項第二号に掲げる建築物

3）共同住宅、長屋、寄宿舎（研修用宿泊施設、仮眠施設を除く。）又は下宿

4）建築基準法別表第二（に）項第三号に掲げる建築物

5）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

6）カラオケボックスその他これに類するもの

7）劇場、映画館、演芸場又は観覧場

8）キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
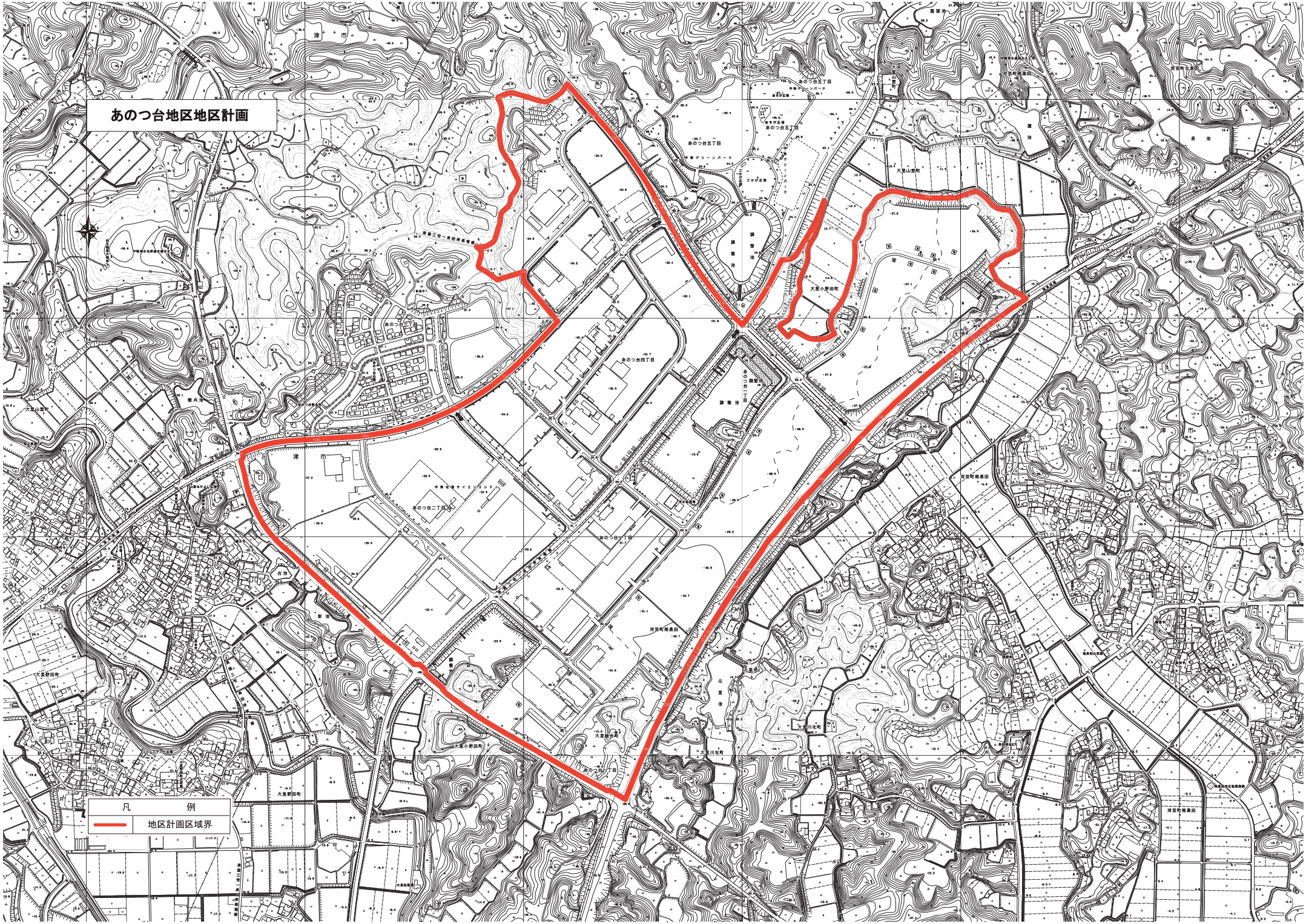
あのつ台地区地区計画